

議案第11号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を

加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。）に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事 務	市町村等	事 務	市町村等
1～3 略		1～3 略	
4 鳥取県福祉のまちづくり条例に基づく事務のうち、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物以外の建築物に係る事務で3の項(1)から(8)までに掲げるもの	鳥取市、 <u>米子市及び倉吉市</u>	4 鳥取県福祉のまちづくり条例に基づく事務のうち、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物以外の建築物に係る事務で3の項(1)から(8)までに掲げるもの	鳥取市及び <u>米子市</u>
5～7 略		5～7 略	
8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) <u>第24条第1項の規定による居宅サービス等を行った者等に対する報告等の命令等</u> (2) <u>第24条第2項の規定による介護給付</u>	南部箕蚊屋 広域連合	8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	南部箕蚊屋 広域連合

等を受けた被保険者等に対する報告等の

命令等

- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略
- (20) 略
- (21) 略
- (22) 略

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略
- (20) 略

(23) 略	
(24) 略	
(25) 略	
(26) 略	
(27) 略	
(28) 略	
(29) 略	
(30) 略	
(31) 略	
(32) 略	
(33) 略	
(34) 略	
8の2～41 略	
42 都市計画法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(19) 略	米子市、倉吉市並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町、 <u>琴浦町</u> 及び <u>北栄町</u>
43～48 略	

(21) 略	
(22) 略	
(23) 略	
(24) 略	
(25) 略	
(26) 略	
(27) 略	
(28) 略	
(29) 略	
(30) 略	
(31) 略	
(32) 略	
8の2～41 略	
42 都市計画法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(19) 略	米子市、倉吉市並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町及び <u>琴浦町</u>
43～48 略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年8月1日から施行する。ただし、別表8の項の改正及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表4の項及び42の項に掲げる許可等の処分その他の行為（次項において「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市又は町の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。
- 4 この条例の公布の日前に知事又はその委任を受けた者が行った新条例別表8の項(1)及び(2)に掲げる命令等（以下「移譲事務」という。）は、新条例第2条の規定により事務を処理する南部箕蚊屋広域連合の行った移譲事務とみなす。